

# 食品安全委員会企画等専門調査会

## (第45回) 議事録

1. 日時 令和7年6月12日(木) 9:59~11:09

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

### 3. 議事

(1) 令和6年度食品安全委員会運営状況報告書について

(2) 令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方等について

(3) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

本間座長、畝山座長代理、阿部専門委員、今村専門委員、大屋専門委員、川崎専門委員、川名専門委員、河村専門委員、郷野専門委員、白岩専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、早川専門委員、平沢専門委員、藤原専門委員、船江専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

武藤専門参考人

(食品安全委員会)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、寺谷評価調整官

### 5. 配布資料

資料1-1 令和6年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

資料1-2 (参考資料) 運営状況報告書(案)のポイント

資料2-1 令和7年度における「自ら評価」案件候補の選定について(案)

資料2-2 (参考資料) 令和6年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について(概要)

資料 2 - 3 (参考資料) これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

## 6. 議事内容

○本間座長 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第45回「企画等専門調査会」を開催いたします。

それでは、事務局から本日の出席状況の報告をお願いいたします。

○藤田総務課長 おはようございます。事務局でございます。

本日は、17名の専門委員、1名の専門参考人に御出席いただいております。今村委員が渋滞のために遅れていらっしゃいますが、出席の予定と伺っております。

今回も対面とウェブを併用して開催いたします。出席者のうち8名の方がウェブを利用した御出席となっております。

また、食品安全委員会からも7名の委員が出席しております。

本日、傍聴の方もいらっしゃいますが、食品安全委員会のユーチューブチャンネルにおいて本会合の様子のライブ配信も行っております。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○藤田総務課長 資料については、事前にお送りしておと思いますが、今回の資料は全部で5点、資料1-1が「令和6年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」、資料1-2「(参考資料)運営状況報告書(案)のポイント」、資料2-1「令和7年度における『自ら評価』案件候補の選定について(案)」、資料2-2「(参考資料)令和6年度における『自ら評価』案件候補の審議結果について(概要)」、資料2-3「(参考資料)これまでに選定された『自ら評価』案件の実施状況について」。

以上でございます。お手元に御準備をお願いしたいと思います。

○本間座長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 今回の議事につきましては、個別の申請品目に係る調査審議ではございませんので、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○本間座長 承知いたしました。

それでは、議事に移ります。

議事（１）の「令和６年度食品安全委員会運営状況報告書について」でございます。  
まずは事務局から説明をお願いします。

○藤田総務課長 改めまして、事務局総務課でございます。

報告については資料１－１と１－２がございますが、説明は資料１－２の参考資料を用いまして行いたいと思います。

おめくりください。１ページ目になります。食品安全の基本的事項ということで、ここではリスクアナリシスをはじめとする我が国の食品安全行政の基本的な枠組みを復習的に載せさせていただいております。食品安全委員会はこの中のリスク評価とリスクコミュニケーションを中心に担っているということになります。

おめくりいただいて２ページ目でございます。委員会の運営の全般状況です。左上からですが、昨年度では食品安全委員会を４２回、それから、この企画等をはじめといたしました専門調査会を１１２回開催いたしました。その中で７５件の評価依頼をいただきまして、過去分も含めまして８３件の評価を終了したところでございます。

次に、委員会決定の改正の紹介でございますが、１つ目が、親委員会に委員がウェブシステムを通じて参加した場合の規定の整備を行いました。それから、微生物学的ADIの取扱いについての決定の改正、それから、薬剤耐性菌の評価指針、それから、抗菌性物質のランク付けなどの委員会決定の改正を行ったところでございます。

右に行っておりますが、昨年度では、この企画等専門調査会を３回開催いたしまして、御覧の内容を御審議いただいたところです。

右下、事務局体制の整備でございますが、新たなハザードに対応するための情報収集、それから、特定保健用食品の体制強化のための定員を確保したところでございます。

おめくりいただいて３ページ目です。DXに関する取組の御紹介になります。まず、毒性試験データのオープンデータ化に向けた検討でございますが、これは調査を実施いたしまして、それに基づいて評価書作成の効率化と、それから、評価書作成に用いて整理いたしました毒性データを国際的なフォーマットに合致した形式で提供可能とするためのデータベース化について検討を行ったところでございます。

真ん中ですが、研究調査事業におきましては、令和５年度、令和６年度に採択した２課題を実施するとともに、本年度、７年度においても若手枠で１課題を採択して、研究調査を進めているところです。調査事業については「IT・AIを活用した食品安全情報収集システムに関する実証事業」を実施いたしました。

右ですが、情報の収集整理のデジタル技術を用いた自動化につきましては、令和６年度に試行を実施いたしまして、スクレイピングや収集情報の構造化などにつきまして課題の洗い出しやその対応について検討を行ったところでございます。

次に４ページ目です。これは各専門調査会の開催状況の一覧でございます。

５ページ目です。ワーキンググループの開催状況の一覧でございます。

6 ページ目、これは食品安全委員会の設立以来の食品健康影響評価の審議状況の累計をまとめたものでございます。一番下に合計欄で数字がございまして、約3,600件の評価要請があり、240件が審議中、3,300件が評価終了となっております。それから、その中で、内数という形で令和6年度分の数字を書かせていただいておりますが、75件の要請を受けて、83件の評価を終えたということです。

横軸で分野ごとに集計しておりますが、一番多いものが農薬、続いて動物用医薬品、次が遺伝子組換え食品等といった形になっております。

おめぐりいただいて7ページ目です。評価ガイドラインの策定について、昨年度ではAMRの評価指針の改正を行ったところですが、1番の改正概要のところですが、今回は養殖水産動物に抗菌性物質を使った場合の薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方の検討結果を踏まえて改正したものでございます。

右の3番の主な改正内容のところでございますが、トライアルの実施を踏まえまして、今回は養殖水産動物に使用するという点から、水にまくものから、(1)の1個目のチェックのところですが、水圏を介した薬剤耐性菌の伝播も可能な範囲で勘案する旨等の記述を追加しております。

(2)のところでは、これまでの食品健康影響評価の経験を踏まえた見直しになりますが、ハザードの特定のところに関しまして、発生・ばく露・影響の全てがAとならない場合でも、一定の場合には特定できるように幅を持たせた形の改正を行いました。

左下、2番の今後の活用予定でございますが、薬剤耐性菌については、アクションプランを国として定めておりまして、これを踏まえまして、今後、養殖水産動物に使用する動物用医薬品に関して、薬剤耐性菌の評価要請を受けることが見込まれますが、その際にはこの評価指針を用いて評価を行うこととなる予定でございます。

次に8ページ目です。「自ら評価」の案件の御紹介です。昨年度の審議でございますが、青い矢印のスケジュールで審議を行いまして、7月に1か月間案件の公募を行って、15件の提案をいただいたところでございます。これについて、第43回と第44回の専門調査会で御審議いただきまして、昨年度では「自ら評価」案件と選定されたものはないといった結果になりました。

下半分では、過去の「自ら評価」案件の結果の情報提供でございますが、アレルギーに関しまして、「牛乳」、「小麦」、「そば」、「えび、かに」に関するファクトシートを公表したところでございます。

めくっていただいて9ページ目です。PFASに関する御報告です。これは令和4年度において「自ら評価」案件として選定されたものでございまして、令和5年2月から令和6年6月までの間、ワーキンググループにおいて審議を行いまして、評価書を取りまとめたところですが、

下半分はそれに関するリスクコミュニケーションですが、まず、令和6年2月に一般消費者、食品関係事業者などの方を対象にオンラインセミナーを実施したところですが、

また、その後、ワーキンググループで評価書案やパブリックコメントを審議したタイミングと、それから、評価書が出た後、PFOS、PFOAの基準の設定に係る諮問を受けた、この2つのタイミングで報道関係者向けのブリーフィングを行いました。その他、評価に関する情報をウェブで公開したところでございます。

次に、10ページ目です。食品安全モニターからの報告の御紹介です。令和6年度は454名の方に食品安全モニターになっていただきました。その方から18件の提案をいただいたところです。左で一部抜粋しておりますけれども、昨年度では紅麴でございますとか、学校給食衛生管理基準、鶏肉の生食、離乳食でのO152、グルテンフリーといったテーマについて御提案をいただいております。

右の表では、それを分野別・関係省庁別に集計しております。分野としましては、リスクコミュニケーションが8件で最多、それから、関係省庁では消費者庁の11件、厚生労働省の10件が多くなっております。

11ページ目です。その提案・報告の内容のうち、2つほど御紹介をしております。1つ目が紅麴、ベニコウジ色素を使用した食品の安全性についてということで、サプリメントで発生したようなことが、それ以外の紅麴やベニコウジ色素を使った場合でも起きるように混同されているのではないかということで、正確な情報を持ち冷静に対処すべきだという情報提供が必要ではないかといった御提案です。また、右側では、学校給食衛生管理基準、これは文部科学省の告示でございますけれども、そこでの記述が少し古いのではないかということで、その改定を要望されているということです。いずれも関係省庁へ共有いたしまして、現在回答を検討いただいているところでございます。

めくっていただいて12ページ目です。これは研究・調査事業の御報告です。研究・調査事業につきましては、今後5年間に進むべき方向性についてロードマップという形でまとめております。昨年はその改定時期に当たりまして、見直しが行われましたので、その概要を下半分で御紹介しております。

真ん中の研究・調査の方向性のところで、赤字で括弧で書いております3行がございますが、この3本の柱に沿って公募や選定、事後評価等を行っていくということでございます。

13ページ目は、令和5年度に終了いたしました研究事業について事後評価を行いましたので、その結果の一覧でございます。

14ページ目は、令和6年度において新規に採択された課題、あるいは継続課題の一覧でございます。採択年度とあるところに令和4年度、5年度とあるものが過去からの継続もの、令和6年度となっているものが6年度に新規で採択された課題であります。

また、右下では調査事業を記載してございまして、昨年度は6つの事業を実施したところです。

次に15ページ目です。これは本年度、令和7年度における研究・調査事業の優先実施課題です。先ほど御紹介いたしましたロードマップの3本の柱立てに基づきまして、左側の

I-1からI-3までのところに細かくテーマをブレイクダウンいたしまして、このテーマで課題を公募しております。また、右のⅢのところですが、若手育成枠ということで、食品のリスク評価を担っていただく若手の専門家の育成枠の公募も実施することといたしました。

その結果が16ページです。今年度の研究事業の課題の一覧でございまして、左半分の6つの事業が通常枠、右側の2つの枠が若手枠で選定されたものです。また、右下は調査事業でございしますが、今年度では今のところ5つの事業を実施することとしております。

次に17ページ目、リスクコミュニケーションでございまして、17ページ目は概要ですけれども、主な取組といたしまして、意見交換会、情報発信、講師派遣といった取組を実施いたしました。意見交換会では報道関係者や一般消費者、食品関係事業者等を中心に開催したところとございまして、下のようなPFASやアニサキス等の機会を捉えて実施いたしました。情報発信では、PFASなど社会的に関心が高い話題を中心に発信したところです。右の講師派遣では、地方公共団体と共催で行った意見交換会や、それ以外、地方公共団体や大学等が主催する学習会にも講師派遣を実施いたしましたし、消費者庁と連携いたしまして、消費者庁が主催する意見交換会への講師派遣も実施したところでございます。

次に18ページ目です。これは情報の発信の御紹介ですけれども、情報の発信については、紙媒体、それからホームページ、フェイスブック等のネット、意見交換会の直接対話という3つのチャンネルで実施したところですが、今御覧いただいているのは紙媒体とネットでございまして、紙媒体としては「食品安全」という広報誌を11月に発行いたしまして、御覧の内容の記載をしたところです。その他、ホームページやフェイスブック、Xの閲覧者数やフォロワー数等を記載しております。

19ページ目です。Xで閲覧数が多かった投稿例を載せておりますけれども、昨年度では、キノコの食中毒、カンピロバクター、ノロウイルスの食中毒等が注目を集めたようでございます。下半分では、食品安全委員会の活動についての投稿ということで、世界食品安全の日やPFAS、アレルゲン、アニサキスについて投稿を行いました。

20ページ目です。ウェブサイトにつきましては、一昨年度、20周年特別企画として実施いたしました、松永委員の特別連載記事を掲載したほか、PFAS、アニサキス等についてウェブに掲載しております。右半分は動画でございまして、公式ユーチューブチャンネルで農薬の再評価やアニサキスについての動画を公開いたしました。

21ページ目です。解説講座、意見交換会等の御紹介ですけれども、まず上半分では、オンラインセミナーということで「アニサキスのリスクプロファイル」につきまして、山本委員長を講師として2月にセミナーを行ったところです。約300名の御参加をいただいております。

次は意見交換会ですけれども、左では地方公共団体との意見交換会、右ではそれ以外の意見交換会の講師派遣の実績の一部を御紹介しております。例えば左のほうですと、8月に埼玉県で食品の安全におけるリスクコミュニケーションについて意見交換会を実施いた

しまして、松永委員に講師になっていただいて、280名の参加があったところです。

左下の学生の受入れでございますが、御覧の2つの大学から学生を受け入れまして、食品安全委員会の傍聴などもしていただいたところです。

次に22ページ目です。リスク管理機関との連携につきましては、児童、一般消費者を対象といたしまして、宮城県や東京都、大阪府で意見交換会を実施したほか、下半分では食品中の放射性物質についてのリスクコミュニケーションを実施したところでございます。

23ページ、報道関係者等との意見交換では、PFASに関する意見交換会が2回、その他、アニサキスのリスクプロファイル、それから農薬の再評価について、イミダクロプリドというネオニコチノイド系の農薬でございますけれども、これの再評価を行ったタイミングで報道関係者とのブリーフィングを行ったところです。

下では学会との連携ですが、昨年度では御覧の農薬関係の学会、それから、動物実験代替法の学会に浅野委員と頭金委員に御講演いただいたほか、下に括弧で書いてございますが、9学会でブース出展を実施いたしまして、食品安全委員会の活動内容の周知でございますとか、後ほど御説明いたします「Food Safety」というジャーナルがありまして、それへの投稿の呼びかけや、あるいは専門委員のリクルートなどの機会として活用しているところです。

次に24ページ目、緊急時対応訓練の御報告です。昨年度、緊急事態訓練としては実務研修と確認訓練の2本立てで行っておりまして、実務研修は9月に研修形式で実施いたしました。内容といたしましては、緊急時対応の手順の周知ですとか、あるいはホームページやSNS等の情報発信に必要な知識等を講義形式で行ったところです。確認訓練は今年の1月8日に行いました。当委員会と消費者庁をはじめとする関係省庁が連携いたしまして、事案が発生してから連絡、情報共有、資料作成等の流れを実践的に行ってみたいものでございます。右のほうで、そこで用いたシナリオを御紹介しておりますが、昨年度は「パラコート」という農薬が冷凍食品から見つかったという想定で、第一報から関係省庁とのやり取りで、最後は消費者安全総括官会議の開催までの一連の流れを行って、手順の確認を行ったところでございます。

次に25ページ目、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用でございます。当事務局では、外国の政府機関や国際機関が発信しております食品の安全性に関する情報を日々収集しているところですが、その収集した情報を、食品安全総合情報システムを通じまして企業や国民の方が見られるような形で情報提供するほか、リスク管理機関に日報という形で提供しております。また、担当者会議での情報交換にも用いているところでございます。

26ページ目、国際協調の推進です。左上に書いておりますけれども、まず評価の要約、それから海外からの関心も高いと思われる評価指針等の英訳を、できたものから順次ホームページに掲載しております。また、電子ジャーナル「Food Safety」を発行しております。昨年度は年4回発行いたしました。

左下に主な論文等ということで書かせていただいておりますけれども、こういった論文などを掲載したところでございます。

次に、国際会議への出席については右半分に表で書いておりますけれども、デンマークのEUROTOXでございますとか、イタリアのJMPR、アメリカの毒性学会等に委員や事務局の職員を派遣したところでございます。

また、12月には海外専門家招聘シンポジウムを行いまして、米国、USEPAから専門家を招待いたしまして、新たな評価手法、NAMsについて国際的な知見を伺ったほか、委員とも意見交換をして、連携強化を図ったところでございます。

最後に右下のところですが、海外の食品安全当局の訪問もございまして、昨年度ではベトナム、デンマーク、サウジアラビアから政府関係者の訪問があり、お互いのリスク評価の仕組みについて紹介したほか、食品安全機関との連携強化を図ったところでございます。

駆け足で恐縮でございますが、昨年度の運営状況報告については以上になります。よろしく願いいたします。

○本間座長 説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項について、御意見または御質問がございましたら挙手をお願いいたします。

まず、平沢専門委員、お願いします。

○平沢専門委員 平沢です。御説明ありがとうございました。

ちょっと教えてほしいのですけれども、11ページ、学校給食衛生管理基準の課題が提案ということで挙がっていて、今、回答について調整中とあります。これは本当に長年というか、ずっと何とかしてほしいという声がある案件で、でも文科省のほうは全然やる気がないと言ったらあれなんですけれども、ここだけに「有害」という言葉が残ってしまっていて、すごく誤解を広めている文言なので、何とかしていただけたら。今、調整中というのはどれぐらいの段階にあるのでしょうか。

○本間座長 では、事務局のほう、よろしく申し上げます。

○楠川情報・勧告広報課長 先方、文科省の担当者とメールベースではやり取りをしているところなのですが、こういった形で御回答いただけるかについて、実は明日にも対面で打合せをする予定でございます。その場には、食品添加物の担当である消費者庁の方にも来ていただくというところでございます。

○平沢専門委員 ぜひ、明日打合せということであれば、なるべく実現していただきたい。今、教科書とかもどんどん変わってきていて、それとの整合性もこれだけ取れない感じな

ので、そのようなこともぜひ伝えていただければ。皆様のほうが詳しいと思いますので、お願いしたいと思います。

○松永委員 座長、松永でございますが、それについて追加で情報提供させていただいてよろしいでしょうか。

○本間座長 よろしく申し上げます。

○松永委員 食品安全委員会でリスクコミュニケーションを担当しております松永でございます。御指摘どうもありがとうございます。

御指摘のとおりでありまして、これは実は長年の経緯があります。もしかしたら御存じない方もいらっしゃるかと思いますので、若干御説明しますと、実は食品安全委員会の中でも問題になったことがありまして、2014年から15年にかけて「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」と、それから、それが最終的にはワーキンググループという形になって、報告書としてまとまっているのですが、その際に群馬大学の名誉教授の高橋久仁子先生から、この基準は問題だということで御指摘がありました。私もそのとき専門参考人でしたので、お聞きしています。

それで、このときに2015年3月のワーキンググループの第2回会合で事務局が説明しておりまして、課長がこういうふうにお伝えしています。「個別の活動ということで、私どもは既に、先生がおっしゃった学校給食に関する通知についてはおかしいということで、文部科学省の担当のほうにお伝えをしてございます。先方のほうも、そののところは何かの機会を捉えて検討しなければいけないということは一応担当レベルではそういうふうに認識を持ってもらっております」というふうに議事録に残っているのですが、残念ながら、その後、変化がない。

さらに、消費者庁が2020年に食品添加物表示制度に関する検討会というのを設置しまして、報告書をまとめています。当然なのですが、そこでは食品添加物の安全性はリスク評価と管理で確保されているということを踏まえた上で議論が行われておりまして、報告書においてもこの基準が触れられています。議論の過程で複数の委員から、この告示によって食品添加物そのものに関する誤認が生じているのではないかとして改正を求める意見が上がったというふうに報告書に記載されております。この基準を問題視した委員の中には消費者団体の方もいらっしゃいまして、その後、文科省に働きかけたりしておられたようですけれども、基準の見直しはなされていないと。

さらに続きがありまして、食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会というのが2021年度に設置されておりまして、ガイドラインができているのですが、ここでもやはり問題になっております。パブリックコメントでも、これが消費者の誤認を招いているという御意見が8通ほど出ておりまして、消費者庁が関係府省に伝えるというふうに回答

しているのですが、いまだそのままになっているという状況です。

ということで、今回、モニターの方から御指摘をいただきまして、これについてはやはりリスクコミュニケーションの観点から重く受け止めなければいけないと思っております。ですので、個人的には文科省に強く働きかけていきたいと思っておりますし、事務局も頑張りたいという気持ちのようですので、御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

○本間座長 松永委員、丁寧な説明をありがとうございました。引き続き強くよろしく願いします。

今のことでよろしいでしょうか、平沢専門委員。

関係することですか。

では、田沼専門委員、お願いします。

○田沼専門委員 グリーンハウスの田沼と申します。

私どもの企業では、いろいろな食事の提供をしております、学校給食もやっております。その中で、それぞれの学校直営で提供している場合と、PFI事業としてセンター方式で提供する場合がありますが、自治体が大体仕入れを担っており、私共はその食材を使って給食を作っております。食品添加物については使用可能な範囲が自治体によって異なっているというのが実情です。ここをある部分統一していただかないと、調理の際に混乱が発生してしまいます。私立学校やインターナショナルスクールでは、私共が仕入れ行うところもありますが、自治体の仕入れは使用可能基準等の統一が必要かなとは思っています。

自治体によっては本当に細かいリストがありまして、これは使わないでくれとか。ある程度の価格も高くなるので、そうすると使える食材の幅がすごく減ってしまったり、量の確保も難しくなります。できるだけ早めに基準の検討を進めていただけるとありがたいと思います。

私は以上です。

○本間座長 貴重な御意見をありがとうございました。

今のことですか。

では、今村専門委員、お願いします。

○今村専門委員 今村です。

私も30年ほど前ですけども、文科省のこの担当をしておりましたので、当時の状況とは違っているかもしれませんが、これも担当していたので。今出ているような御意見は昔から当然あって、ただ、教育行政は科学行政とは大分違って、かなり心情的なものが入ってまいります。特に学校の先生の団体、日教組とか全教というところは、添加

物については非常にネガティブな御意見を持っておられまして、なかなか一筋縄ではいかない。そこに引っ張られる形で日本PTA全国協議会が添加物を子供たちに食べさせるなどというようなことをおっしゃっていて、基本的に科学での説明を理解していただくのは難しいという状況で、嫌いなものをどうやって食べていただくかということの話に非常に近いですね。ピーマンの嫌いな子供に食べてもらうような、そんな感覚になった記憶があります。ですので、科学的には添加物の問題はクリアしているのですけれども、心情的に、特に子供たちに食べさせるという意味でなかなかハードルが高い。

多分、地域別に添加物の規制というか、使ってほしくないものが多い、少ないは、教育委員会がどれだけ先生の団体、それこそ日教組さんとうまく交渉するかということにかかってきていまして、それが理解を得られているところはほとんど添加物に対してはハードルがなくて、理解が得られていないところは非常にハードルが高いというふうな状況があります。ですので、難しい問題である背景として、そういう問題があるということは知っていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。リスクコミュニケーションの問題だと思いますけれども、先ほど報告にありましたように、食品安全委員会としては学校給食等のリスクコミュニケーションも盛んにやっているのではないかと思います。これは非常に重要な問題ですので、引き続き地道にやっていくしかないのではないかと思います。今村専門委員、ありがとうございました。

平沢専門委員どうぞ。

○平沢専門委員 今村専門委員、ありがとうございます。そういう背景があったというのはちょっと私、あまり考えていなかったのですけれども、でも、本当にこの文言がなくなれば、あとは自治体で御自由という感じがするのです。だから、文科省の担当者を説得というか、理解していただくというのはそれほど難しくないような気もするのですけれどもということで、お願いしたいと思います。

あと、給食って国が無償化するみたいなことを言っていて、どうも文科省さんはそれもあって忙しいというようなことを聞いたことがあるのですけれども、無償化されるのであればなおさら税金が投入されるということで、やはり添加物、実際は安全なのに不安だから使わないとなると、いま食材が高いもので、使える食材がなくなったりというようなこともあるかなと思ったりします。なので、ぜひ明日の調整を頑張ってくださいと思います。すみません。意見です。

○本間座長 ありがとうございます。

この問題はこれでよろしいですか。

それでは、ほかの件はいかがでしょうか。

では、オンラインで河村専門委員、お願いします。

○河村専門委員 すみません。この問題で手を挙げたつもりなのですが、よろしいでしょうか。

○本間座長 では、続けてお願いします。

○河村専門委員 11ページの文言を読んでいるのですけれども、まずは質問なのですが、ここのかぎ括弧のところが全部削除されるべきということをおっしゃっているということではよろしいですか。

○本間座長 事務局、よろしくお願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 一番問題だと思っているのは、添加物について、そもそも有害な添加物というのは、有害な添加物が認可されているわけではないので、最低限そこは削除していただく必要があるかなというところでございます。本来でいえば、そもそも食品衛生法に従ってやっていただければいいので、あまりぐちゃぐちゃ書いていただく必要はないのですが、最低限その「有害若しくは」という部分については削除いただければなど思っているところでございます。

○河村専門委員 ありがとうございます。

私のコメントを続けさせてください。「不必要な」というところは、私は残していいと思っております。国が許可しているものは有害なものではない、この程度だったら食べても大丈夫という基準になっていることはもちろん理解しておりますが、幾ら食べてもいいとか、食べれば食べるほどいいわけではないということも確かであろうと思います。今、学校給食でしか主に栄養のある食事を取れない、バランスの取れた食事が取れない、給食以外はスナック菓子や超加工食品みたいなものしか食べていないとか、栄養のあるものを食べられないといった子供さんもいらっしゃるわけです。国が決めたものが有害であると言わせろというつもりは全くございませんけれども、なるべく学校給食においては、いわゆる食育的によいとされているものを給食の材料として使ったほうが良いということは間違いではないと思いますので、その辺りは、食品安全委員会としても、科学的には有害じゃないんだからこんな文言は全く必要ないみたいなことではなくて、本来の食育の観点から何かしらこういう基準の中にも盛り込まれていくことによって、普段貧しい食生活を送っている子供たちにいい給食が供給できるようにという方向で考えて欲しいと私は思っておりますというコメントです。

以上です。

○本間座長 コメントをありがとうございます。

今の学校給食の問題は、資料1-1の報告書の中にはどこか記載されていますか。

○藤田総務課長 恐らく資料1-1の中では、これはあくまでモニターの活動の御紹介というところにとどまっておりますので。

○本間座長 では、特に今の意見に従って何か報告書を変える必要はないですね。モニターからの報告ということで記載されているだけということですのでよろしいですね。お願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 こちらはモニターからの報告なので、その報告に対する対応というのは、食品安全委員会のほうに最終的にどういった対応を取ったかということも含めて報告させていただくことになります。

○本間座長 分かりました。では、今のコメントとしては受けたいと思います。ありがとうございました。

ほかに。

では、白岩専門委員、お願いします。

○白岩専門委員 岩手県獣医師会の白岩です。

23ページ、報道関係者等の意見交換会というところですが、このテーマというのは、いわゆる報道関係者のほうからの要望だったのか、こちらから提案したのかがまず1つで、あとは何社ぐらい来て、どのような活発な意見交換会だったのかということが質問です。

あと、最後に要望ですが、私も何回かお話ししたのですが、カンピロバクターの食中毒は5年に比べて6年はたしか患者数も多かったような気がしました。ということで、やはり生肉とか加熱不十分、いろいろな地方によつての風習があつて、生食をしているところもあるので、ぜひ報道機関の人たちの意見交換のテーマにしていただければなというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○本間座長 では、前半の質問について、事務局のほう、お願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 お答えいたします。

まず、意見交換会を開催した経緯ですけれども、基本的にはファクトシートですとか評価書の公表に当たって、こちらのほうからテーマを設定して意見報告、意見交換会という形でさせていただいたものでございます。今御指摘いただいたようなカンピロバクターの話については、意見交換会という形ではないのですが、最近のように食中毒に関する事案なんかがありますと、SNSとかを通じまして、我々のほうの評価書も含めて情報として発信をしているところでございます。

○本間座長 何社ぐらいだったのでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 PFASの場合ですけれども、対面が7社、ウェブ経由で12社ということでした。

○白岩専門委員 ありがとうございます。ぜひカンピロバクターは、グルメの番組とかで結構生食とか、冠番組みたいなものも結構出るので、そこら辺はぜひ報道機関の人たちに理解を求めて進めてもらえば、私たちは鶏肉の生産地なので、いいかなと思うので、ありがとうございました。

○本間座長 コメントありがとうございます。

事務局のほう、よろしくをお願いします。

ほかはいかがでしょう。

では、オンラインのほうで郷野専門委員、お願いします。

○郷野専門委員 ありがとうございます。

今の御意見に補足なのですけれども、事前の説明のときにカンピロバクター等の情報交換を報道関係者ともできないかということは話題として出ていたので、今のような御回答をいただきありがとうございます。SNSでの発信ということが御回答でありましたけれども、ちょうど昨日、カンピロバクター食中毒についてはSNSのほうでアップされていて、私はその情報をキャッチしたのは、消費者庁が食品安全委員会の投稿をシェアした記事から拾いました。御報告の中にもありましたけれども、SNSの相互フォローというか、相互シェアはリーチ数が上がるので、地道な取組ではあるのですが、効果は一定数あるのかなと感じました。

カンピロバクターの問題につきまして、やはり情報番組等での間違っただけの情報、例えば通な人が鶏の刺身を食べるみたいな、ちょっと誤解を招く情報も見受けられますので、そこは食品安全委員会からも働きかけをしていただきたいと思います。食品安全モニターからの提案内容の中にも、鶏肉の生食を提供している飲食店のリスク管理についてということがございましたので、引き続き前向きに検討いただければと思います。

すみません。長くなりましたが、コメントです。

○本間座長 御意見ありがとうございました。

では、今村専門委員、少しお待ちください。

平沢専門委員、これに関してですか。これに関してでしたら、お願いします。

○平沢専門委員 すみません。Xでの投稿、19ページにカンピロバクターの例が出ているのですけれども、せっかくこれは皆さんたくさん閲覧されるので、もうちょっと生食への注意喚起が分かるように入れてもらえるといいのではないかと思って見ておりました。意見です。

○本間座長 ありがとうございます。

事務局のほう、ぜひともそういう対応をお願いいたします。

この問題に関してはよろしいでしょうか。

それでは、今村専門委員、お願いします。

○今村専門委員 今村です。

2点ほど質問と意見ということで、1つ目は赤色3号のことについてなのですが、今年の年初めにアメリカで赤色3号が禁止されて、日本でもどうするのかという話があったと思うのですが、これはまた私、昔、もう24年ぐらい前にこれを担当していて、その頃に結構盛り上がった時期がありました。ただ、25年前はアメリカも同じような状況だったと思うのですが、なぜこれで今の時期にアメリカが禁止するのかということそのものがちょっと疑問な案件だったと思うので、これは科学的にどうかというようなことを意見として出すべき案件ではないかなと思っています。

消費者庁のほうのホームページには、その解説記事が出ていたのですが、こちらの食品安全委員会のほうからも、少なくとも事実関係として出していくような活動があってもよかったのではないかと思うのですが、何らかの活動をされているかどうかということを知りたいのが1つ目です。

2つ目は、消費者庁の組織が微妙に変わっていて、リスク分析の依頼のルートなども変わったか変わっていないか、向こうの組織改編に合わせて食品安全委員会のほうの何か対応が変わるものがあるかという、その2点を教えていただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

コメントと言っていましたが、両方とも質問ということですね。

○今村専門委員 一応、現状を教えてください。

○本間座長 分かりました。

事務局のほう、よろしくをお願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 では、まず1点目のほうからお答えいたしますが、赤色3号についてですけれども、おっしゃったとおり、今回の件は基本的には新たな安全性に関して懸念があるような知見が得られたわけではなくて、デラニー条項というルールに照らすところなるということでアメリカのほうの規制が厳しくなったということでございます。そういったところを鑑みますと、我が国で食品添加物の規制を所管している消費者庁のほうから情報発信していただくのが本来であると思うのですけれども、そうは言いつつ、これが例えば何らかの新たな科学的知見に基づいて規制が厳しくなったのであったとすれば、我々のほうも、例えば食品健康影響評価の依頼があって、食品安全委員会が何らかのアクションを起こすということも考えられたわけですので、そういった状況ではないよというメッセージを我々のほうから出していくということは考えられたのかもしれないので、今後、同じような事態が生じた場合に、消費者庁などのリスク管理機関と連携しつつ、我々がどんなメッセージを出していいのかということについては検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○本間座長 ありがとうございます。

2番目の消費者庁の問題についてをお願いします。

○藤田総務課長 消費者庁に関してでございますけれども、今年度、令和7年度の組織改編といたしましては、ちょっと調べてみたところ、食品表示課に保健表示室という組織ができて、表示関係の規制を行っているようですけれども、これは従来、訓令室であったものを省令室に格上げしたもので、あまりほかの部署との関係での所掌事務に特に入り繰りはないというふうに聞いております。

今、委員から御指摘のあったような評価を依頼して、評価を返すというような関係においては、特にこの組織改編において変更はないものと認識しております。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

今村専門委員、よろしいでしょうか。どうぞ。

○今村専門委員 赤色3号については、新しい知見が出たわけではないというのはそのとおりなのですけれども、古い知見でアメリカが、向こうの状況が変わったから変えちゃっ

たという案件だと思うので、それに対しては、やはり状況が変わっていないことで、科学的には状況は変わっていない、リスクが増えたわけではないということは、私は科学の立場から言うべきなのではないかなと思います。

昔ならば、食品安全委員会がなかった時代だったら、厚生省なりがまとめて言うことだったと思うのですけれども、科学の立場から言うという意味で、こういったことに積極的に情報発信をしてもらえればというふうに思っています。これは御意見として。

○本間座長 よろしくお願ひいたします。

では、この件に関してはもうよろしいでしょうか。よろしいですね。

では、別の件としてお願ひします。

船江専門委員、お願ひします。

○船江専門委員 公募委員の船江です。どうもありがとうございました。

私からは、今いろいろあった情報の発信に関して意見を申し上げたいと思っております。今まで、これからいろいろな情報を発信されると思うのですけれども、自ら情報を取りに行かない人にいかに届けるかという観点からもいろいろな工夫をしていただけないかなと思っています。関心がある人は、こちらの委員会なり消費者庁なりあるいはほかの様々な情報に自らアクセスをしていったりすると思うのですけれども、あまり関心がない人は自ら取りに行かなくて、幾ら情報を発信してもその人に届かなくて、被害などが生じてしまうと思いますので、情報を取りに行かない人、関心のない人にどうやって情報を届けていくのがいいのかということについて、いろいろさらに検討していただければと思っています。

私も具体的に案があるわけではないのですけれども、SNS関係にしましても、幾ら発信してもあれなので、これからですと、先ほど話に出たカンピロバクターの話もあるでしょうけれども、これから季節がいい時期にバーベキューとかそのような自分でするときも生焼けだといけないだけけれども、バーベキューとかそういうときに何かそういう情報が入ってきて、注意喚起できたらいいかなとか具体的には考えたりしました。

あと、情報を自ら取りに行かない人への届く仕組みの一つとしては、学校教育の中で伝えるということで、そのことについては、こちらの委員会でも学校教育の現場との調整をいろいろしているんだというのはこれまでずっと伺っております。それについても引き続きお願ひしたいと思うのですけれども、私も家庭科の教師の方々に講義をしたりとか、学会誌に参考になるようなことを載せたりすることがあるのです。そういうときに、学校の先生からは、いろいろな科学的なこととか法的なことは教科書とかそういうので分かっているだけけれども、子供に伝えるには、キャッチーという表現がいいかどうか分からないのですけれども、こんな具体的な事件があって、自分も巻き込まれるおそれがあって、そうするとこんな不利益があるんだよということを教師が子供に伝えられるような事例をい

ろいろ教えてほしいというようなことをよく言われるのです。いろいろな理屈があるんだけれども、結果的に被害に遭わないためにどういうふうにしていけばいいのかということをするためには、こういうことを安易にしてしまうと被害が、自分がすごく不利益を被ったり、危険な目に遭うということをつからせる必要があるということだったので、今後発信されるに当たって、極端なとか、不安をあおるべきだと言っているわけではないのですけれども、具体的な事例とかそういったところを含めて、授業で参考になるような形での発信をお願いできたらいいかなと考えております。

以上です。

○本間座長 御意見ありがとうございます。

事務局のほう、何かいいですか。特に答えることは。

○楠川情報・勧告広報課長 あまりお答えするようなことは今の時点でなくて、おっしゃった関心がない人にどうやって情報を伝えるかというのは非常に難しいところだなということで、受け止めはしたところがございます。

学校関係者の方々からそういったお声があるということですが、我々のほうでも様々、学会があったら、そういったところでブースを置きまして、我々のほうでつくっているリーフレットですとか、ウェブに載せているような資料を御紹介することもしております、そんな中で、家庭科の先生をやっているらっしゃるような方とか、これから先生になろうとしていらっしゃるような方に、関心を持っていただけたということでございますので、ぜひ御活用いただければなど、そういったところも活用して普及に努めていければなど思っております。ありがとうございます。

○本間座長 船江専門委員、どうぞ追加発言をお願いします。

○船江専門委員 リーフレットとかがいっぱい出されていることは分かっていて、私もそういうときにはこういうリーフレットがありますよとか、そういうことはもちろん伝えて、紹介しているのですけれども、結局、それは分かっているけれども、それを生徒に配っても、ろくに目も通さないし、具体的なことはどうなのかと、被害はどんなのみたいな話。それを多分、紙媒体に載せるのは難しいと思うのですけれども、拝見していると、学校現場とか大学とかで講師派遣とかをされたりしているので、そのときにパンフレットに書いてあることはもちろんそうなのですけれども、具体的にどんな事件があって、どんな被害を、生徒も自分のこととして受け取られるようなことはどんなことがあるということを割と、パンフレットにはあまり書けなくても、そういう視点で説明すると、先生も割と生徒に、どうしてこれをこんなに先生が一生懸命言っているのかとか、何を注意するのかというのが伝わると思うので、パンフレットとかが充実していることはよく分かっているの

すけれども、なかなかパンフレットを受け取っても、生徒がそこまで目を通したり、意図していることがなかなか子供には伝わらないことが多いみたいだったので、参考にしていただければと思います。

私は公募委員で今期で最後なので、ちょっと話させていただければと思いました。ありがとうございました。

○本間座長 講師の力量によるということですね。うまく伝えられるかどうかは非常に重要だと思います。

どうぞ。

○松永委員 リスコミ担当の委員の松永でございます。

御指摘どうもありがとうございます。おっしゃるとおりで、ただ、自分から情報を取りに来ない方に情報を届けるというのは非常に難しいということで、日々苦勞しているところ です。

それと、食品安全委員会はやはりリスク評価機関でございますので、リスク管理というところでどこまで具体的な情報提供をするのかということころは、やはりちょっと難しいところがございますので、先生の御指摘は、リスク評価機関とリスク管理機関と連携して取り組まなければいけないということであろうというふうを受け止めました。そういう観点から一生懸命努めたいというふうに思います。

それと、お願いなのですが、私もこの組織の中に入って分かったことは、やはり役所ですので、どうしても一般の方に働きかけていくということころの限界がありますし、不得手でもあります。ですので、できたらこの専門調査会にいらっしゃる委員の方々、個々に私たちの情報を理解して一般の方に広げていくというような取組をしていただければと思います。なかなかうまくできませんので、先生方のお力をお借りしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○本間座長 皆さん、よろしく願いします。非常に重要な取組だと考えます。

どうぞ。

○阿部専門委員 今のに関連したことになるかと思いますが、以前、私も群馬県の行政で食品安全を担当させていただいたことがありまして、食品安全計画をつくるときに、安全は原則、絶対緩んではならないということで、安全あつての安心ではないか、では、安心はどこがやるのかという話になったときに、それは食育であるということになりました。先ほど御意見がありましたけれども、この食品は安全であるということが前提で、安心して消費者がそれを選択できるといういわゆるリテラシーがあるか、また、その力をどこで学び、培うのかといったときに、それは食育だと思います。今、食育の委員をさせていた

だいているのですけれども、大人の食育という言葉ができ、これは、食品を選択するのは大人であるということです。要するに食品を大人が選択するという力が非常に大事だということの中で、先ほど情報にアクセスしない人がいると言いましたけれども、食品にアクセスしない人はいないんですよ。必ず人間は生きている限りは食品を選択しなければならないので、その食品をより安全に、自分の健康のために選択できる大人をこれから食育として取り組んでいくことを第5次食育推進計画の策定の論点となっています。その中で食品の安全と安心という言葉も強調されてくるのではないかなと思います。

そういう意味では、先ほど松永委員がとてもいいことを言ってくださって、やはり安全は食品安全委員会がしっかりと、安全のリスク評価もしていただいて、これは安全であるという情報をしっかり発信していただき、そして、消費者に、これは安心ですよという情報を伝えるのは、やはりそれぞれの食に関わる関係者全てがやらなければいけないのかなと思っています。栄養士会としては、食べることに全ての会員が関わっているので、今年はリスクコミュニケーションということに関してもしっかりと力を入れていきたいと思っております。最後に情報提供ということでしたが、リスクコミュニケーションの研修会を食品安全委員会に今回初めて共催いただき開催します。研修会の案内を6月2日にスピーチして、6日から受付を開始したのですが、一般消費者と会員と全て無料で受講できますということで、1週間であつという間に定員の1,000人を超えてしまったのです。そのため、今は3,000人まで申込みを増やしたのですが、毎日申込みがあります。そんなに大きくPRしているわけでもなく、特にリスクコミュニケーションというテーマで、栄養という言葉は一つも入っていないのですけれども、栄養士会が発信することによって、関心が高いということは、やはり情報の発信の仕方次第で消費者に安全が届けられるのではないかなと思っています。

せっかくですので、皆様方とも連携して取り組んでいけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。

○本間座長 ありがとうございます。

実は私はこの3月に国立衛研を退職しましたが、今は日本環境変異原ゲノム学会でシンポジウムを企画しています。あさって、「科学が解明する日常生活の安全性」という一般市民向けの公開シンポジウムを行います。ここでは食品とか医薬品中の微量な化学物質の安全性について私が話します。あとPFASの話も広瀬先生が話しますし、その後、当研究所の食品部長の堤先生が食品中の放射線汚染の現状についてもお話しします。このような一般市民向けの公開講座を盛んに国立衛研や学会で取り組んでいます。こういった取組は非常に大事だと思います。今のシンポジウムの件はウェブでも皆さん参加できますので、日本環境変異原ゲノム学会というキーワードで検索して、登録してください。あさっての午後からのシンポジウムに参加できると思います。ぜひとも、このシンポジウムをほかの人にも周知していただけると非常に助かります。私の方からも今、いろいろな大学に周知させ

ていただいています。我々専門委員の人間が中心になってそういったことを進めていくのは非常に大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

今村専門委員、どうぞ。

○今村専門委員 食品の安全と安心の問題、私ももう25年以上取り組んでいるので、ちょっとだけ苦言を申し上げたいと思うのですけれども、食品が安全だということを言うことは絶対的に必要だと思うのですけれども、安心だと言うときに若干注意が必要だと思っています。食品そのものは必ずリスクを持っているものですので、夏場でもちょっと外に置いておくと腐ってしまうので、すぐに危険なものに変わります。

実際に昔、私も安心を言っていた人なのですけれども、冷凍ギョーザ事件という生協の事件があって、あれは毒物混入事件で、口に含んだ瞬間に変な臭いがしたと。でも、生協さんが安全・安心と言っていたから飲み込んでしまったという、変な味がしたら吐き出してくださいという基本的な部分を乗り越えてしまった。そこで生協さんのPRの方法も、安全であるということと言うけれども、安心という言葉を使うのは控えたというような事件があって、もともとの食品に存在するリスクそのものを除去できるわけではないということ、安心の際には留意点として必要な部分だと思いますので、その点も踏まえて安心ということをお願いさせていただく必要があると思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

いろいろな意見が出てきましたけれども、今の最初の報告書のことに戻りますが、特に先ほどの説明については、ほかに御意見はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、皆様からいろいろな質問とかコメントをいただきましたけれども、基本的にこの運営状況報告書に関しては、事務局案どおりということで進めたいと思います。

食品安全委員会に対する報告書の体裁については、私、座長に一任いただくということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そういった形で進めさせていただくことにいたします。

それでは、次の議題です。(2)「令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方等について」です。

まずは事務局から説明をお願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 資料2-1「令和7年度における『自ら評価』案件候補の選定について(案)」を御覧いただければと思います。

食品安全委員会が自らの発意により実施する、いわゆる「自ら評価」の対象とすべきも

のについて、令和7年度における選定の進め方についてお伺いするものでございます。

2ページを御覧いただければと思います。「自ら評価」の対象とするものの選定に当たっての考え方は、平成16年6月17日の食品安全委員会決定において示されておりまして、健康被害の発生が確認されているか、またはそのおそれがある、これに適切に対応するためには食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されるもののうち、国民の評価ニーズ、また科学的知見の充足状況にも配慮しつつ、国民の健康への影響の程度に照らして優先度が高いと考えられるものを企画等専門調査会が案件候補として選定して、食品安全委員会に報告するというようになっております。

3ページを御覧いただければと思います。今年度における案件選定の進め方についてでございます。案件選定のスケジュールについてですが、令和7年度食品安全委員会運営計画において示されておりまして、本資料の別紙1にも添付しております。本日、進め方について御了承いただきますと、7月に一般からの意見を募集の上、事務局にて調査審議に必要な情報を収集、整理いたしまして、その後、年内と年明けの2回の専門調査会において議論いただきまして、案件候補を決定いただくということになっております。案件候補の募集につきましては、例年に倣いまして、一般の方からの公募に加えまして、食品安全委員会の専門委員や地方公共団体の食品安全担当部局、また食品安全モニターの方々からも提案を募ることとしたいと存じます。

また、一般の方からの意見の公募につきましては、本資料の別紙2に示しておりますような形で進めてまいりたいと思います。

そのほか、この議題に関しまして、資料2-2として、昨年度における自ら評価案件候補の審議結果の概要、資料2-3として、これまでに選定された自ら評価案件の実施状況をまとめたものも御用意しておりますけれども、こちらはあくまでも御参考ということでございます。

私からの説明は以上でございます。

○本間座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容あるいは記載事項について、御意見または御質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

よろしいですか。これは例年どおりの進め方と考えております。

それでは、何も御意見、御質問ないようでしたので、事務局は令和7年度の「自ら評価」の案件策定について手続を進めていただくようお願いいたします。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

○藤田総務課長 本日も活発な議論をありがとうございました。

ここにお集まりの専門委員の皆様の任期でございますけれども、お二人の方を除きまして、本年9月末までとさせていただきます。したがって、現在のメンバーでの会合は今回が

最後という形になります。2年間、当委員会の運営計画や「自ら評価」の案件候補の選定等を御議論いただきありがとうございました。

ここで改めて、次長よりお礼の御挨拶を申し上げます。

○及川事務局次長 事務局次長の及川でございます。

ただいま総務課長からお話がありましたとおり、この2年間、食品安全に関しまして熱意ある御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

予定では今回が最後になりますが、引き続き、食品安全に関しまして忌憚のない御意見、御助言をいただきたいと思っております。

以上をもちまして、私からの御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○本間座長 これで議事は終了しますけれども、専門委員の先生方で何か言い残したことはございますか。よろしいですか。

それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたします。

次回の日程について、よろしく願いいたします。

○藤田総務課長 次回の企画等専門調査会では、「令和7年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」、それから、「令和7年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」などについて御審議いただくことになると考えております。次回の企画等専門調査会の開催については11月頃を予定しております。

以上でございます。

○本間座長 それでは、以上をもちまして、第45回「企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。